

受注者の皆様へ

板橋区土木部発注工事における熱中症予防対策のお願い

日頃から板橋区の土木行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、熱中症による労働災害は例年多く発生しており、全体の約8割が7月から8月にかけて集中しております。

このような状況を受け、令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症重篤化を防止するため「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられました。

皆様におかれましては、例年、工事現場における熱中症予防対策について万全を期していただいておりますが、以下の取組について、改めてご確認いただくようお願いいたします。

1 工事現場における熱中症予防対策について

厚生労働省東京労働局の「熱中症予防対策」のHP等を参考に点検を行い、予防対策を徹底してください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00329.html

2 工期延伸等の協議について

熱中症予防対策の一環として、作業の中止や休憩時間の拡大等を行うことにより、工期延伸等が必要となる場合については、契約約款に基づく協議の対象となりますので、ご相談ください。